

2023 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡田 圭司
(東証スタンダード：コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 経営企画部長 岡田 一男
(TEL. 03-3345-6111)

資金の借入の借入期間延長に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社SBIホールディングス株式会社の子会社であります株式会社SBI証券との間で、2023年9月28日付けで開示いたしました「極度方式基本契約に係る変更覚書の締結及び資金の借入に関するお知らせ」に基づいた資金の借入4,000百万円(以下「本資金の借入」といいます。)につきまして、借入期間を延長することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 資金の借入期間延長の目的

当社は、2023年9月28日付けでプロジェクトの運転資金として返済期限を2023年12月20日として借入をし、土地の取得は完了しましたが、昨今の金利上昇および建築費用の上昇を踏まえて当該プロジェクトの見直しを行っているため、借入期間の延長をするものであります。

2. 資金の借入の概要

	変更前	変更後
借入金額	4,000百万円	変更なし
利率	固定金利 2.0%	変更なし
借入実施日	2023年9月28日	変更なし
返済期日	2023年12月20日	2024年9月27日

3. 支配株主との取引に関する事項

本資金の借入の相手方である株式会社SBI証券は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であるため支配株主に該当しており、本資金の借入は支配株主との重要な取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2023年9月27日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において開示しております通り、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社及び当社連結子会社と、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。」と定めております。

本資金の借入の借入期間延長におきましても、当社の取締役会において取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで決議していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の取締役会決議に際しては、ＳＢＩホールディングス株式会社又はその関係会社（但し、当社及びその子会社を除きます。）の役職員を兼任している高村取締役は、審議及び決議に参加しておりません。

③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役である明石昌氏並びに社外取締役監査等委員である山上友一郎氏及び上村直子氏より、（i）本資金の借入期間を延長することは不合理ではないと考えられる。したがって、本資金の借入の借入期間の延長について、目的に合理性が認められること（ii）本資金の借入について借入期間を変更することのみを内容とするものであり契約条件に妥当性が認められること（iii）本資金の借入の借入期間延長の決議に際しては、上記②記載の措置が採られており、本資金の借入の借入期間延長に係る意思決定手続きに関し、ＳＢＩホールディングス株式会社ないしは同社関係者から、当社ないし各取締役等に対し、不当な影響力が行使されたことをうかがわせる事情は認められず、本資金の借入の借入期間延長の手續の公正性が認められること、本資金の借入の借入期間の延長が少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

4. 業績への影響

2024年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以 上